新型コロナウィルスがもたらしたNUPACEプログラムへの影響

国際教育交流センター国際プログラム部門
楠　元　景　子

１．はじめに

2019年終わり頃に始まった新型コロナウィルスの流行は，社会活動や経済活動等において世界的規模で打撃を与えているが，交換留学プログラムも例外的ではない。本報告では，NUPACE プログラムが新型コロナウィルスの流行によって受けた影響について，2019年秋学期からの継続学生への影響と2020年度春学期・秋学期受入れへの影響の２点に焦点を当て報告する。

２．2019年秋学期からの継続生への影響

2.1　日本国内滞在中の継続学生への対応

日本国内で初めて感染者が１月中旬に発見されてから瞬く間に感染者が増加した。社会的活動への多大な影響は，大学にまで及び，教務の面と生活の面での課題が次々とあり対応に追われた。まずは，2019年度秋学期からの日本国内に滞在中であった継続学生（74名[1]）について，教務と生活の面において行われた対応を中心にまとめ報告する。

2.2　教務関係に係る主な対応

名古屋大学では，３月９日に，2020年度春学期授業実施の方針が決定されたが，その後，４月３日に方針の変更が発表された。授業実施方針の詳細は表１に示すが，この変更で教務の面での課題が生じ対応を検討する必要があった。

表１：2020年度春学期授業実施方針のまとめ

方針決定日	授業実施方針内容
３月９日	• ４月10日～16日：講義の実施はせずガイダンスを実施。 • ４月17日～30日：特例期間（講義，ガイダンス，インターネット環境調査などを実施する期間。） • 特例期間中に講義をする場合：対面の場合は受講人数が50名以下を保つ。50名以上の受講者の場合は，遠隔講義や講義の回数を増やすなど人数を制限。
４月２日	• ５月１日以降も特例期間を実施。 • 講義，演習，健康・スポーツ科学演習はオンライン授業のみで実施。 • 実験・実習・研究室活動は参加人数を50名以内とし実施可。３密を避け，感染防止に努める。

まず，３月９日に決定された授業方針では，４月10日から16日の間は講義実施のガイダンスを実施し，17日から30日までは特例期間とした。授業実施は，人数制限を課したうえでの対面授業である。しかし，４月２日に決定された授業実施方針は一転し，実験，実習，研究室活動以外の講義などは ICT を活用してのオンラインで実施することとなった。このように，春学期の授業実施の方針は日本政府の決定内容に伴って変更された。それに伴い，各部局からの講義実施方法やシラバス情報の収集，それを継続学生へ混乱が生じないよう分かりやすく伝達することが重要となり同時に課題ともなった。それに加え，NUPACE 学生は，正規生ではないために直面する課題にも取り組む必要があった。

各学部・研究科の授業実施の情報については，学生交流課より①春学期開講の有無，② ガイダンス実施日，③ 授業開始日，④ 講義の実施方法等を各部局へ問い合わせ，その情報をまとめた。また，それとは別

[1] この74名の中には，遠隔でプログラムを継続していた２名も含まれる。

に毎学期発行されているNUPACEシラバス[2]にも掲載された。

春学期は，新規で受入れる学生がいなかったため，教務オリエンテーションは実施されなかった。一方で，継続学生にはシラバス情報や履修手続き方法や関わる日程をフォルダーにまとめ，オフィス来室時に手渡した。同時に，メールでも情報が提供された。

NUPACE学生が，非正規生であるがゆえに直面した課題は，正規生とは別の履修管理システムが運営されていることが関係している。通常，正規生であればあらかじめ希望する授業を事前に登録されてあり，自動的に「Nagoya University Collaboration and Course Tools（以下NUCTとする）」上でも講義が登録されるため，システムにログインすれば講義に関する情報や必要な教材などの入手が可能である。一方非正規生の場合は，あらかじめNUCTへ登録されていないため，講義担当教員に手動でNUCTへの登録を依頼する必要がある。新型コロナウィルス流行以前，講義は対面で実施されていたためICTを活用することが少なかったため，NUCTへの登録依頼をする学生は限られていた様子であったが，方針変更に伴い，オンライン授業実施への移行によって，登録依頼はほぼすべての講義について必要であった。そこで，NUPACEでは，受講許可依頼とNUCTへの登録のお願いを日本語と英語で作成し学生へ配付した。そして，学生は自ら担当教員にメールで依頼するように指導することで対応した。その他にも，教員にメールを送付したが連絡がつかない，教員の連絡先が分からない等々の案件へのフォローも必要であった。

このように，新型コロナウィルスの影響により講義がオンラインへ移行したことで，教務の面において柔軟な対応が必要となった。

2.3　生活面における主な対応

教務関係への対応だけではなく，春学期が終了し無事に帰国するまでに日常生活において多方面での対応や状況に応じた情報提供が不可欠でった。下記に継続学生へ提供した主な情報をまとめる。

① 日本政府や愛知県が発信する情報（緊急事態宣言発令・10万円給付金の支給手続き等）

② 大学の活動方針情報

- 緊急事態宣言が発令されたのに伴う，名古屋大学の活動方針（キャンパスへの入校の可否･課外活動実施など）

③ 感染予防情報，体調不良の場合の対応

④ 海外渡航や帰国時の注意点

- フライト情報，搭乗前のPCR検査・陰性証明書入手，その他帰国時の注意点等

上記の通り，継続学生には多岐に渡る情報提供が必要であった。

①について，日本政府から10万円の特別給付金が支給されることになり，継続学生もその対象であった。そして，名古屋市でも申請書の送付が始まり，６月11日に継続生に情報を案内し，同時に，申請書への記入見本もNUPACEオフィスで作成し提供した。しかし，給付金の支給が帰国日まで受給できない学生，銀行口座開設していないため現金での受け取り可否の確認とその手続きについてもサポートし情報提供が必要となった。

一方で，４月27日付で住民登録している人は受給資格があるとのことから，春休みに一時帰国し，再入国できない学生の中にも対象者がいると考えられ，代理申請等様々な方法が検討された。しかし，最終的に郵送で転出の手続きがされていたため，受給資格がないことが判明したことにより対応が不要となった。

④について，交換留学期間が終了し，継続学生は８月末まで宿舎を退去することとなっている。しかし，フライト数減便の影響，搭乗できる人数制限[3]，入国の際に各国が設けた条件（PCR検査実施，陰性証明の提示等）により，期日までに帰国できない可能性のある学生がいた。そのような学生への救済処置として，８月末を過ぎても帰国できる日までに宿舎への滞在が許可された。幸いにも，宿舎へ入居していた学生の中で８月末以降に滞在した学生はいなかったが，宿舎入居についても関係部署は柔軟な対応を進めた。その他にも随時，各国が課している搭乗条件の案内や陰性証明発行可能な医療機関の情報提供も行った。

2.4　早期帰国学生と交換留学期間短縮学生

2019年度秋学期からの継続学生は74名いたが，その

[2] NUPACE Academic Policy and Syllabi Spring 2020: https://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/en/pdf/syllabus_spring_2020.pdf

[3] モンゴルやウズベキスタンへ帰国する際は，大使館が搭乗できる人を選出し３日前に通知していた現状があった。

うち17名の学生が交換留学期間の短縮を決意し（一時帰国で再入国できない学生を含む），最終的に継続学生は57名となった。

留学期間を短縮した理由は，①所属大学からの指示，②家族の事情，③自身の判断，④心身的疲労，⑤再入国不可でプログラムを継続できない等であった。留学期間を短縮した学生へは，その都度，帰国オリエンテーションを実施し柔軟に対応した。留学期間を短縮した理由の中に，所属大学からの指示が挙げられているが，一部の協定校では，自身の判断で交換留学を継続し自己責任であるという誓約書に署名すれば留学の継続を認めるところもあり，これに署名した上でプログラムを継続した学生もいた。

早期帰国学生とは，日本に滞在していたが，帰国を希望しつつも遠隔で講義を履修することでプログラム修了する学生である。５月までは，遠隔で修了を希望する学生は，学籍を保持するために，帰国しても大学寮から退去できず，区役所での転出届や国民健康保険，国民年金の解約手続き完了せずに帰国するしかなかった。しかし，新型コロナウィルスの流行による日常生活・学校生活への影響を受けた学生の心身上の健康状況を鑑みて，早期帰国について柔軟的に対応する必要があると判断された。そこで，NUPACE オフィス，学生交流課や関係部署にて議論が重ねられ，６月上旬に学籍を保持しながらの早期帰国が認められた。この決定は，国際機構会議（６月15日）と2020年度第一回国際教育交流実施委員会（７月14日）にて報告された。この制度を利用して早期帰国した学生は３名いた。その学生対して，随時帰国オリエンテーションを実施した。また，一時帰国し再入国できずに，遠隔で交換留学プログラムを継続していた２名の学生についても同様の対応が行われ，宿舎退去の手続きや区役所での手続きを進めるように案内した。

以上で，新型コロナウィルス感染よる継続学生への影響と課題，そして対応についてまとめた。

2.5　一時帰国し再入国ができない学生について

2019年秋学期に受入れた学生で交換留学期間が１年間の継続学生の中に，２月から４月上旬までの春期休暇の間一時帰国していた学生が数名いた。日本への入国規制が敷かれる以前に，再入国できた学生はいたが，それがかなわなかった学生が４名であった。また，日本にはいたが，家族が居住するシンガポールへ一時出国することを決め，最終的に日本へ再入国できなくなった学生も１名いた。結果として，５名の学生が再入国できなくなったことで，多方面でのサポートを検討する必要が発生し表２に５名の状況と対応すべき課題についてまとめた。

表２：日本へ再入国不可となった学生の状況と対応課題

学生	国籍	状況	対応課題
A	チェコ	２月から３月にかけて一時帰国していたが，チェコ共和国から出国が認めらなくなり，また，日本の水際対策が重なり再入国不可となる。	• 宿舎退去作業・荷送 • 寮費・光熱費等の支払い • 区役所での手続き • 春学期遠隔でプログラムの継続の可否確認
B	アメリカ	２月から４月上旬まで一時帰国を予定していたが，３月の水際対策により日本への再入国が不可となる。	• 宿舎退去作業・荷送 • 寮費・光熱費等の支払い • 区役所での手続き • 春学期遠隔でプログラムの継続の可否確認
C	アメリカ	３月上旬から４月上旬まで手術後の療養のため一時帰国をしていたが，新型コロナウィルスの流行で所属大学が春学期のプログラムを中止，日本の水際対策により再入国不可となる。	• 宿舎退去作業・荷送 • 区役所での手続き • 寮費・光熱費等の支払い
D	スイス	３月上旬から4月上旬一時帰していたが，水際対策施行により再入国が不可となった。	• 宿舎退去作業・荷送 • 区役所での手続き • 寮費・光熱費等の支払い • 春学期遠隔でプログラムの継続の可否確認
E	イギリス	３月に急遽シンガポールへ一時帰国し，水際対策により日本再入国不可となる。	• 宿舎退去作業・荷送 • 寮費・光熱費等の支払い • 春学期遠隔でプログラムの継続の可否確認

表２のように，再入国が不可となった学生５名が直面した課題は主に，①宿舎退去作業，②私物荷送作業，③料金の支払い（光熱費･国民保険），④学内や区役所での諸手続き（大学生協や保険の解約，転出届，国民健康保険と国民年金の解除手続き），⑤遠隔でプログラムを継続して修了を希望する学生については，それが可能かどうかについての確認，であった。

それでは，次の項目では，日本へ再入国が不可となった学生に見られた課題とその対応について報告する。

2.5.1　遠隔からのプログラム継続と修了

再入国できない学生のうち，遠隔で講義を受講し，NUPACE プログラムの修了を希望する学生は３名いた。オンライン講義の受講と単位認定のためには学籍を保持するがあり，在籍を保持するためには，大学寮部屋の維持（寮費と係る経費の支払い），区役所での転出手続きをしていないため国民健康保険料を支払い続ける必要があった。それに加えて，履修を希望する授業の遠隔受講許可の取得，時差の問題等を考慮する必要があった。そこで，遠隔でプログラムを修了するための条件を学生に提示し承諾得る必要があった。最終的には，２名の学生がオンラインで授業を受講しプログラムを最後まで参加した。残念ながらこれを断念した学生１名は，大学寮の維持費と国民健康保険料の支払いが負担となりプログラム参加を断念した。しかし，2.4でも述べたが，６月に決定された柔軟な対応により，６月以降に宿舎の退去が可能となった。これを受け，遠隔でプログラムを継続していた学生（２名）は不要な経費を払い続ける必要がなくなった。

2.5.2　宿舎退去作業

NUPACE 学生は大学の学生寮に入居している。通常，退去時は学生自身が荷造り後，自ら清掃したのち部屋を引き渡す。退去の際は，未払い費の清算がされている。再入国が不可となった学生は，宿舎退去作業と荷送作業が大きな課題となった。基本的な方針としては，日本にいる友人に退去作業と荷送をお願いするよう指導した。

プログラムへの参加を断念した３名は，友人が荷造り・清掃・部屋の引き渡しを行った。１名は，所属部局の国際交流推進教員と研究室の友人が，もう１名は NUPACE プログラムのコーディーネーターが退去作業と部屋の引き渡し，そして，荷送を行った。しかし，新型コロナウィルス流行の影響により，世界各国の郵便事情も影響を受け国によっては郵送手段が限られていた（例えば，航空便数が減便・中止され，船便のみの受け付け可等）。そのため，荷送りを代理で行っている学生に郵便事情の情報提供，郵送の手続きなどを案内しサポートした。

2.5.3　寮費・光熱費・国民健康保険料の支払い

退去作業と荷送のサポートに加えて，未払い料金（寮費・光熱費・国民健康保険料等），や荷送料金支払いの対応も必要であった。寮費については，特別対応として滞在していない期間は免除される措置が取られた。一方光熱費や国民健康保険料については学生が支払う必要はあった。一部の学生は，友人が立て替えることができたが，それが難しい学生については，名古屋大学留学生後援会が立て替え，後日学生へ請求する方法がとられた。一方では，所属部局の国際化推進委員の教員が立替え後日学生から徴収することもあった。

このように，日本への入国ができない学生は，金銭的なやりとりが発生したが，この点は解決することが難しい案件でもある。なぜなら，友人や教員，大学が立て替えても，返済は国際送金で行う必要があり，それには少なくとも5,000円の送金手数料の負担が学生側に発生することやロックダウンなどで外出が制限されているなどの状況などもあり解決に時間を要した。

2.5.4　学内・学外での諸手続き

留学生が帰国時に必要な手続きには，主に，学内においては大学生協保険の解約と学外においては，区役所での転出届，国民健康保険と国民年金の解約手続きがある。また，出国する空港にて在留カードの返還が求められている。学生が日本国内にいない場合はどのようにこれらの手続きを完了させることが可能なのかを探る必要があった。大学生協の保険解約は，学生からの委任状と組合員証（または，組合員番号）があれば代理人が手続きを行うことが可能である。一方，区役所の手続きに関しては，転出届や各種の解約は原本提出が原則であるとのことであり，代理人が手続きを行うことができないとの回答であった。そこで，学生にはメールで必要な申請書類と記入方法の見本，郵送先と必要添付書類（在留カードと出国日が分かるパス

ポートのページの写し）を案内した。在留カードの返還については，区役所での登録が抹消され次第，情報は出入国在留管理局にも共有され，在留カードは無効化されるとのことにより学生は在留カードを手元に残した形となった。以上で学内と学生外で必要な手続きについてのサポートを行った。

2.5.5　その他の課題への対応

宿舎退去手続きやそれに関連する作業，学内・学外での手続きにおける課題と対応方法について述べたが，それ以外にも解決が困難な課題も残る。

それは，日本の銀行口座の残金を海外から引き出せないため，自身のお金を回収できない状況である。NUPACE オフィスや学生交流課においても銀行に問い合わせ解決方法を探ったが，学生によっては，日本へ戻るまで待つしか他ない様子である。この問題を鑑み，今後は，日本での銀行口座を開設する際には，インターネットバンキングや海外から引き出すことができるサービスへの申請を積極的に促すように呼び掛ける必要性が感じられた。

3.　2020年度春学期と秋学期新規受入れへの対応

3.1　2020年度春学期新規受入れについて

2020年春学期の新規受入れ学生(93名)は既に決定されていたが，新型コロナウイルスが流行し，受入れ後の学生の健康上のリスクや受入れ学生に満足のいくプログラムを提供ができない，アカデミックの面と生活の面で十分なサポートの提供が困難等の理由を総合的検討し，関係者にて議論が重ねられ，３月上旬に，４月の受入れプログラムの中止が決定された。各協定校と４月新規受入れ予定の学生に，３月６日にメールにて通知された。学内については，国際教育交流実施委員会にてメール報告（３月６日），国際機構会議（３月12日）と国際戦略分科会（３月17日）にて報告された。受入れ部局にも，メールにて一斉に周知された。当方でプログラムを直前にキャンセルしたことにより，春学期受入れの学生には，航空券のフライトやキャンセルに係る手数料の支払いをする対応となった。

また，４月に受入れが決定していた学生については，一度受入れが承認されていたため，2020年秋学期への留学の延期を認める対応を行った。学生に留学延期の希望を確認し，最終的に94名の内，58名の学生が留学延期を希望し，残念ながら，残りの学生は辞退することになった。

3.2　2020年度秋学期受入れについて

春学期の受入れ中止が決定されたのちも，秋学期のアドミッション業務は新型コロナウィルス流行の進捗状況をモニトリングしながら進められた。秋学期は３月１日が協定校からのノミネーション締切日であり，３月15日は応募書類提出（オンライン）の締切日である。秋学期に願書を提出した学生は152名いた。それを，春学期受入れ決定者の58名と合わせると200名を超える数であった。５月下旬ごろに開催される国際教育交流委員会に向けて選考が進められていたが，４月16日に発令された緊急事態宣言が５月31日までに延長されたことで，９月の受入れ時までに入国規制が解除されることが見込めず，在留資格認定証明書の発行が通常とは異なる状況であること等の影響により，受入れの準備を進めることが難しくなり，５月上旬に関係者で中止についての議論がなされ，最終的に秋学期も受入れ中止が決定された。受入れが審議される国際教育交流実施委員会が開催される以前の決定で，委員会での審議そして各部局での受入れ検討依頼は行われていない。

秋学期受入れ中止は，コロナ対策会議（５月18日），国際機構会議（５月21日），国際戦略分化会（５月19日）にて報告された。各部局へもメールにて周知した。秋学期の受入れ中止の連絡は，春学期同様に，メールにて各協定校と春学期からの受け入れ決定者と新規応募者へ５月27日に通知された。

その後の手続きに関しては，2020年度春学期からの受入れ決定者については所属大学からの許可があれば，一度承認されているため，新たに審議はせず，2021年度春学期への受入れする方向で進められた。一方，秋学期へ新規で応募した学生には，所属大学の国際交流室からノミネーションがあれば，2021年度春学期への再応募として受付けることとした。

その結果，2020年度春学期受入れ決定者名と，2021年春学期へ再応募した学生の合計人数は100名を超えた。しかし，NUPACE プログラムのキャパシティーや宿舎確保困難の懸念から，2021年春学期はこれ以上新規のノミネーションを受付けることはできないと判断し，これについて，９月２日に各協定校を通知した。

以上が，新型コロナウィルスの流行が，2020年度春学期と秋学期の受入れに及ぼした影響についてまとめた。

4. 最後に

本報告では，新型コロナウィルスの流行がNUPACEプログラムに与えた影響についてまとめた。まずは，2019年度秋学期からの継続学生が受けた影響や直面した課題，そしてそれらへの対応についてまとめたのち，2020年度の春学期と秋学期の新規受入れへの影響を簡潔に報告した。

世界的に流行している新型コロナウィルスは，これまでに経験したことのない異常な状況をもたらし，NUPACE プログラムはこれまでにない多くの課題に直面した。それだけではなく，プログラム設立後，初めて受入れ中止の決定をせざる得ない状況にまでなった。

現在も新型コロナウィルスの流行が続いているが，2020年度の経験を今後に活かしたいと考えている。例えば，学生への適時適切な情報提供，学生一人々に寄り沿い，困っていることや悩んでいることをいち早く汲み取るための工夫，状況や課題への迅速で，柔軟な対応などである。一方，現在のプログラム体制（教員２名と事務職員２名）で可能な対応にも限界があることは否めないため，今後の課題ともいえる。

最後に，2021年度春学期は入国規制が緩和されずオンラインでプログラムを修了せざる得ない状況となっている。また，秋学期の受入れへの影響の可能性も高いが，一日でも早くこの状況が終息し対面の交換留学が再開されるのを願ってやまない。